令和4年

司法統計年報概要版

2 刑事編

ANNUAL REPORT OF JUDICIAL STATISTICS

OVERVIEW VERSION

FOR

2022

VOLUME 2 CRIMINAL CASES

令和5年8月 AUGUST, 2023

最高裁判所事務総局 GENERAL SECRETARIAT, SUPREME COURT 本概要版は、令和4年中に全国の裁判所が取り扱った事件の裁判統計報告を集計整理 し、収録した司法統計年報のうち、2刑事編の概要を記したものである。

第 1 刑事事件等の全事件

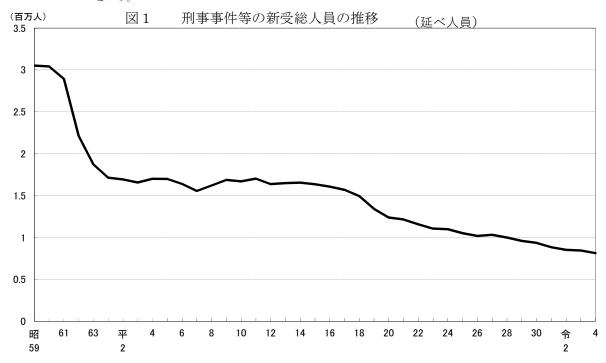
令和4年の全裁判所における刑事事件等の新受総人員は、81万2872人であり、令和3年と比較すると3.8%の減少を示している(表1)。

なお、昭和59年以降の新受総人員の推移は、図1のとおりである。

事	件	の	種	類	令和3年	構成比(%)	令和4年	構成比(%)	前年比(%)
総				数	845 299	100.0	812 872	100.0	96. 2
	訴	訟	事	件	75 931	9.0	68 881	8.5	90. 7
	略	式	事	件	165 751	19. 6	156 354	19. 2	94. 3
	その)他	の事	华	603 617	71.4	587 637	72.3	97. 4

表1 刑事事件等の新受総人員の構成比及び前年比(延べ人員)

注2) 訴訟事件とは、最高裁は上告、再上告、非常上告及び再審事件を、高裁は控訴、特別権限の第一審及び再審事件を、地裁は第一審及び再審事件を、簡裁は通常第一審及び再審事件をいう。



第 2 刑事通常第一審事件

1 新受・既済・未済人員

(1) 簡易裁判所

令和4年の簡易裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員は、2949人であり、令和3年と比較して、21.5%の減少を示している(表2)。

なお、新受人員の昭和59年以降の推移は図2、新受・既済・未済人員の最近5年間の推移は表2、図3のとおりである。

注1) 総数及びその他の事件には、医療観察事件の数値を含む。

表 2 簡裁の刑事通常第一審事件の最近 5 年間の推移(延べ人員)

年		次	新 受	(指数)	既 済	未 済
平	成	30	6 194	100	6 165	1 245
令	和	元	5 380	87	5 516	1 109
		2	4 472	72	4 674	907
		3	3 758	61	3 927	738
		4	2 949	48	3 060	627

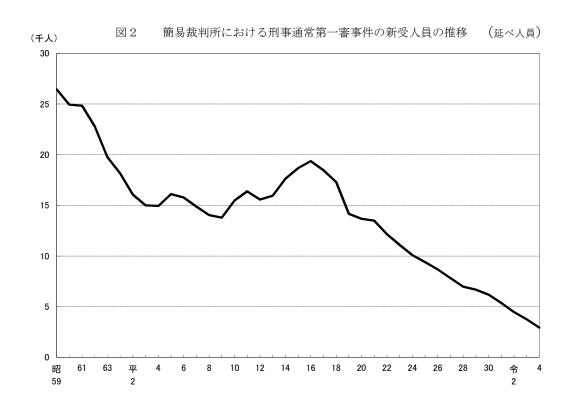
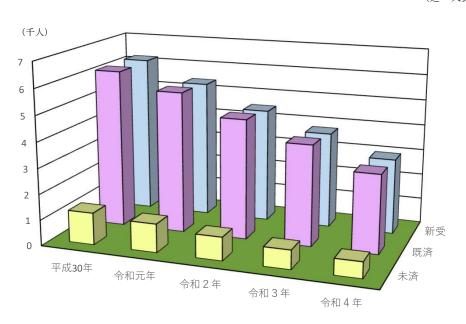


図3 簡裁の刑事通常第一審事件の新受・既済・未済人員の推移 (延べ人員)



(2) 地方裁判所

令和4年の地方裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員は、5万9503人であり、令和3年と比較して、8.7%の減少を示している(表3)。

なお、新受人員の昭和59年以降の推移は図4、新受・既済・未済人員の最近5年間の推移は表3、図5のとおりである。

表3 地裁の刑事通常第一審事件の最近5年間の推移(延べ人員

年		次	新 受	(指数)	既 済	未 済
平	成	30	69 027	100	68 163	21 653
令	和	元	67 553	98	67 220	21 986
		2	66 939	97	65 560	23 365
		3	65 151	94	66 020	22 496
		4	59 503	86	59 838	22 161

図4 地方裁判所における刑事通常第一審事件の新受人員の推移 (延べ人員)

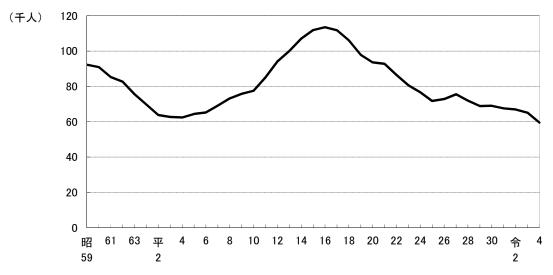
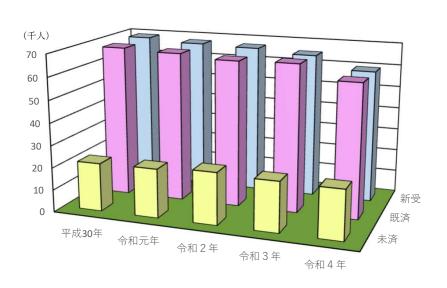


図5 地裁の刑事通常第一審事件の新受・既済・未済人員の推移 (延べ人員)



2 平均審理期間

刑事通常第一審事件の既済事件の平均審理期間について、最近5年間の推移を見ると、令和4年は令和3年と比較して、全事件については、地方裁判所は0.1月長くなっている(表4)。

裁判所	簡	裁	裁地地				裁			
区分		否認								
年次	全事件	事件 全事件		合議	うち裁判員	単独	否認事件			
平成 30	2.2 月	6.2 月	3.3 月	8.5 月	10.1 月	2.9 月	9.2 月			
令和 元	2.4	7.0	3. 4	8. 4	10.3	3. 1	9. 3			
2	2.5	7. 5	3.6	9. 2	12.0	3.3	10. 1			
3	2.5	7. 3	3. 7	9. 9	12.6	3.3	10.6			
4	2.5	7. 2	3.8	10.5	13.8	3.4	11.2			

表 4 刑事通常第一審事件の既済事件の平均審理期間

3 終局区分

令和4年の終局総人員は、令和3年と比較して、簡易裁判所では20.1%の減少、 地方裁判所では9.5%の減少を示している(表5、表6)。

終	局		<u> </u>	分	令和3年		令和4年
終	局	総	人	員	3 :	291	2 629
		う	ち刑	法犯	2 9	988	2 351
		うち	特別	法犯	;	303	278
	総			数	3 (037	2 417
有	5	ち全部	部執行	「猶予	1 '	717	1 400
	5	ち一声	部執行	 「猶予		-	1
	懲			役	2 4	441	1 934
	罰			金	!	589	475
	拘			留		5	4
罪	科			料		2	4
21	刑	O	免	除		-	-
無	•			罪		3	3
免				訴		-	-
公	訴	3	棄	却	(1)	33	22
管	轄	j	韋	٧١		_	-
取		下		げ		60	47
移	送	そ	\mathcal{O}	他		158	140

表 5 簡裁の刑事通常第一審事件の終局区分(実人員)

注1) 平均審理期間は次の階級区分により算出した。()内は階級の代表値で月数を表す。 1月以内(0.5)、2月以内(1.5)、3月以内(2.5)、6月以内(4.5)、1年以内(9)、2 年以内(18)、3年以内(30)、3年を超えるもの(60)の8区分

注2) 否認には一部否認及び黙秘を含む。

注3) 「うち裁判員」は、裁判員の参加する合議体で裁判がされたものである。

注) ()内の数字は、判決によるもので、内数である。

表 6 地裁の刑事通常第一審事件の終局区分(実人員)

					令	和	3	年	令	和	4	年
終	局	×		分	総数	汝 [うち	裁判員	総	数	うち	5裁判員
終	局	総	人	員	46	735		904	42	278		738
		うも	っ刑治	法犯	23	446		766	21	877		647
	ů.	うち特	寺別	法犯	23	289		138	20	401		91
	総数			数	45	138		892	40	794		724
有	うう	ち全部	全部執行猶予		27	571		163	24	999		138
	うう	ち一部	羽執行	猶予		971		1		667		_
	死			刑		3		2		_		-
	無期	(懲	<u> </u>	禁)		18		16		19		18
	有	期	懲	役	40	838		874	36	529		706
	有	期	禁	錮	2	621		_	2	635		_
	罰			金	1	658		_	1	611		_
	拘			留		_		_		_		_
罪	科			料		-		-		_		-
	刑	\mathcal{O}	免	除		-		-		_		_
無	•			罪		88		9		66		12
免				訴		-		-		1		-
公	訴	勇	E	却	(3)	174		-	(2	2) 166		-
管	轄	逞	皇	٧V		-		_		1		-
取		下		げ		4		_		_		-
移	送	そ	\mathcal{O}	他	1	331		3	1	250		2

- 注1) ()内の数字は、判決によるもので、内数である。
- 注2) 「うち裁判員」は、裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員である。
- 注3) 「うち裁判員」の「移送その他」は、家裁への移送の人員である。

4 外国人事件

令和4年の外国人の刑事通常第一審事件の有罪人員は、4077人であり、これを国籍別に見ると、ベトナムが29.6%、中国が18.0%、韓国・朝鮮が11.7%を占めている(図6)。

令和4年の刑事通常第一審事件について、通訳人が付いた外国人の有罪人員は、 令和3年と比較すると、簡易裁判所では27.3%の増加、地方裁判所では16.0%の減 少を示している(表7)。

図6 外国人の刑事通常第一審事件の国籍別の 有罪人員(令和4年)

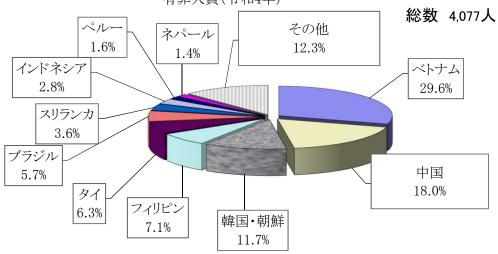


表 7 刑事通常第一審事件において通訳人が付いた外国人の有罪人員

(実人員)

裁判所	簡		₹	裁	地		裁	<u> </u>
区	有	う			有	う		
分	罪	5	う通の ち 付		罪	5	う 通 の 付	
	人	外	い 訳		人	外	い 訳	
年次		国	た 人	(指数)		国	た 人	(指数)
	員	人	人員	*	員	人	人員	*
平成 30	4 768	93	55	100	48 507	4 418	3 657	100
令和 元	4 230	95	51	93	47 445	4 585	3 829	105
2	3 622	68	37	67	45 686	5 055	4 387	120
3	3 037	53	22	40	45 138	4 727	4 068	111
4	2 417	49	28	51	40 794	4 028	3 418	93

第 3 利用上の注意

1 数値は、特に断りのない限り全て人員である。

なお、刑事事件統計における事件の計上は、訴訟手続とも関連して、1被告人を 1人に数える実人員による場合と、1被告人を数人に数える延べ人員による場合と がある。

2 「刑事事件等」とあるのは、医療観察事件(平成17年7月15日施行)を含む ことを表す。

- 3 「通常第一審」とあるのは、通常の公判手続による事件のみを表す。
- 4 数値は、令和5年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に取りまと めたものである。
- 5 数値は、四捨五入していることがあるため、図表の割合が100%とならない 場合がある。
- 6 数値は、司法統計年報の公表後、異同訂正が生じることがある。